

法定外税の検討

その3

-
- ・ 納税義務者について
 - ・ 立地区域の取扱い（ゾーニング）

本資料での議論の内容

【一般的な道府県産廃税条例の構成】

第1 課税の根拠

→ 普通税か目的税か。目的なども規定

第2 定義規定

第3 納税義務者

第4 課税標準

→ 道府県産廃税一般では、最終処分場に埋立処分のために搬入される産業廃棄物の重量とされる。

第5 税率

→ 道府県産廃税一般では、1トンにつき、1,000円とされる。

第6 賦課徴収方法

申告納付又は特別徴収

第7 減免

【考えられる主な論点】

1 税導入の必要性

2 用途

3 課税物件（課税客体）

課税の対象とされる物・行為又は事実

4 課税標準

課税物件を具体的に数量や金額で示したもの

5 納税義務者

6 税率

7 徴収方法

8 非課税事項

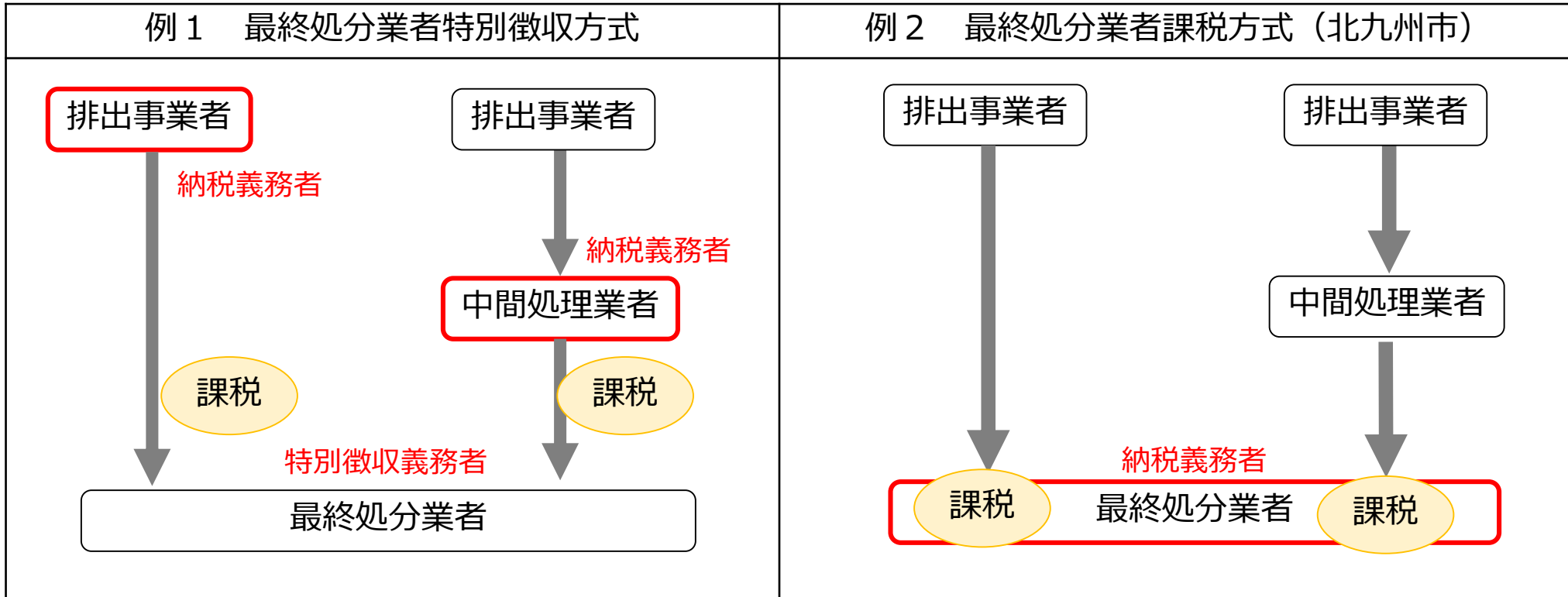
9 課税の対象期間

10 骨子案

11 最終案

1 納税義務者について 1

既存産廃税の例（再掲）



【参考】北九州市が排出事業者を納税義務者としなかった理由

- ・産業廃棄物に対する課税については、「川上」の排出事業者を納税義務者とするより、「川下」の最終処分業者等を納税義務者とする方が受益と負担の関係が明確になり、課税客体の把握の容易性や税の簡素化の観点からも合理的である。→ **本市としても参考となる。**
- ・リサイクル産業をはじめとする静脈産業を発展させようとする北九州市にとっては、確保された最終処分場を資源として、市外から産業廃棄物を受け入れていくことが前提となる。市外からの産業廃棄物の流入を特に阻止する意図はない。

(一方の三重県は、他県からの産業廃棄物が流入過多の状況であることに加え、産業廃棄物処分業者が中小企業ばかりで、県が公共関与型の施設整備に取り組んでいた(処分場が不足していた?)という事情があった。→ **排出抑制、流入の阻止を意図する場合は排出事業者を納税義務者とすることになる。**)

1 納税義務者について 2

最終処分場の事業者は、
処分の業の許可（14条）と施設の設置の許可（15条）を受けている。

【北九州市の規定】

「最終処分業者」＝廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による（市長の）許可を受けて産業廃棄物の埋立処分を行う者をいう。（§2③）

課税客体が「埋立処分」の北九州市は、埋立処分の許可を受けた者を納税義務者としている
課税客体を「施設の規模」とする場合、同様に埋立処分業の許可者としてよいか？

【施設の維持管理責任の所在】

産業廃棄物最終処分場の維持管理責任（存在することに対する責任）は、施設の設置者にある（廃掃法 §15の2の3）。

「施設の設置者」

＝廃棄物処理法第15条第1項、第15条の2の6第1項の規定による都道府県知事の許可を受けた者

【確認事項】

仮に規模割を廃止までの間課税するものと考えたと、処分業者に対してではなく、廃止までの間の維持管理責任のある施設設置者に対して課税することが適当ではないか。

1 〔参考〕 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～17 省略

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6 省略

(産業廃棄物処理施設の維持管理等)

第十五条の二の三 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 省略

2 立地区域に係る取扱い

・【新たな環境施策の目的】

水源地に立地する産業廃棄物最終処分場の更なる増設や新たな事業者による立地を抑制する。

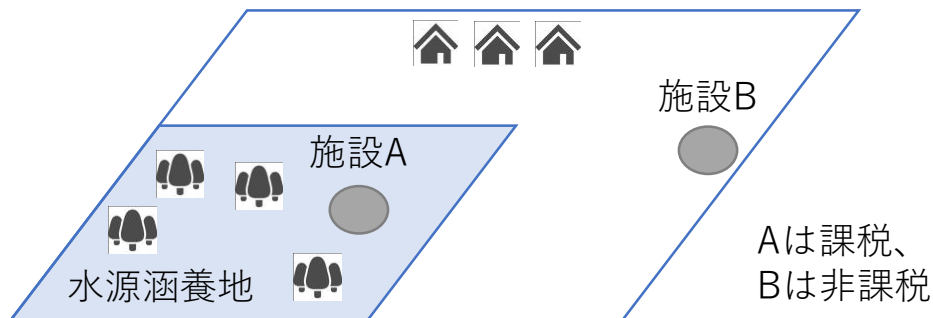
法定外税の必要性について ver2 5頁

- ・ 水源涵養地以外に立地する最終処分場に対しても課税するか？
(課税客体又は納税義務者の規定において、限定することが考えられる。)

- ① 産業廃棄物最終処分場は、我々が生きていくのに必要な施設であり、**自区内処理の原則**もある。
- ② **産業廃棄物最終処分場は、必要な施設である**が、水源地にあることで様々な問題が発生し、また、発生するおそれが高くなる。

市内全域に課税してしまうと、特に新設（増設）を抑制することを目的とした部分において、本来必要なはずの施設について、域内での立地を認めない趣旨になってしまい、廃掃法の目的（国の経済施策）に反するおそれがないか。（cf 総務省同意3号要件）

⇒ 水源涵養地（君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例第2条に規定する「水道水源水質保全地域」とする）に立地する施設に対してのみ課税してはどうか。



※非課税事項とはならず、
課税客体又は納税義務者の規定
のなかで限定することになるのでは。

2 〔参考〕水道水源条例、総務省通知抜粋

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道水源 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)のうち、水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。)の原水として取水施設により取り入れられる水域をいう。
- (2) 水道水源水質保全地域 小櫃川に係る水道水源及びその上流域においてその水質を保全することが必要な地域として、第7条第1項の規定により指定された区域をいう。
- (3)~(7) 省略

(水道水源水質保全地域の指定等)

第7条 市長は、小櫃川流域に係る水道水源及びその上流域において水質を保全することが必要と認められる区域を水道水源水質保全地域として指定するものとする。

2~4 省略

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

(1)~(2) 省略

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

省略

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知) 6